

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 15 号

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鴨川市国民健康保険税条例（平成 17 年鴨川市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改める。

第 23 条の 2 中「第 24 条の 2」を「第 24 条の 2 第 1 項」に改める。

第 24 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 6 項中「第 23 条第 1 項」を「第 23 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 7 項、第 8 項、第 10 項から第 13 項まで、第 16 項及び第 17 項中「第 23 条第 1 項の」を「第 23 条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。